

間伐材の長材買取始めます



木質バイオマス発電用燃料材供給事業

○背景

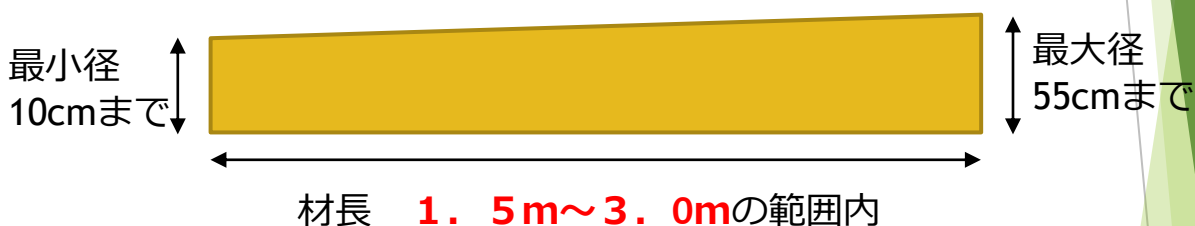
塩尻市森林公社では、市内の山林で森林整備を行い切り捨てられていた間伐材を、「山のお宝ステーション事業」として規格の長さで玉切りし、運搬していただくことで買取を行い、自伐型の森林整備を推進して参りましたが、市内木質バイオマス発電所の運転開始に伴い、燃料用木材の需要の増加と、自伐される皆様の更なる技術力の向上、森林整備の促進を目的に、従来の玉切り材の買取に加え、長材の買取に取り組むこととしました。

○概要

【資格者】 市内に山林を有する個人、法人、区、諸団体

【買取樹種】 間伐で出る針葉樹、広葉樹
(但し皆伐、倒木、枝折れの木材は引取はできません)

【買取規格】 丸太材 (枝条、根は買取できません)



直径 10cm~55cmまで
材長 1.5m~3.0mの範囲内
買取最低量 2tトラック2台分以上 (約4m³)

【買取価格】 4,000円/t (通常買取) +
2,000円/t (促進交付金) =

6,000円/t (税込)

○促進交付金の上乗せ

本事業の促進のため、2,000円/tの交付金を御用意しております (先着順)。交付金利用には、公社との別途申請手続きが必要となりますが、買取価格と併せると6,000円/t (税込)になりますので是非御利用ください。

(交付金額が既定額に達し次第、交付金を打ち切らせて頂きますので御了承下さい。)

○買取までの流れ



塩尻市役所

伐採の30日前までに塩尻市役所へ伐採届、バイオマス証明書発行申請手続きを行う。



塩尻市役所より
伐採届適合通知書 受理後

森林公社

公社へ連絡

伐採届適合通知書の写しを公社へ提出
公社より市役所へバイオマス証明申請手続きの有無を確認後、買取予約完了。



安全第一で伐採作業・材集積
山土場、道路(幅員3m以上)沿いに集積をお願いします。



集積完了後、公社へ連絡。
現地へ公社がトラックで受取に伺います。



現場から直接バイオマス事業者へ材を搬入。
材重量を計測



後日、指定口座へ代金をお支払い。

○買取における諸条件

①間伐材の証明 (必須事項)

伐採の30日前までに、塩尻市への伐採届、バイオマス証明書発行申請手続きを行い、市より発行される**伐採届適合通知書写し**を**予約時に公社へ提出**頂きます。(伐採届等証明が無いと事業者へ搬入出来ないため)

②集積場の条件

3tトラックにて受取に伺うため、車両が進入・横付けが可能な場所に集積をお願いします。

皆様の御利用をお待ちしております。

連絡先 一般社団塩尻市森林公社
塩尻市大字宗賀1797-1
電話 0263(31)6733